

# 仕 様 書

## 1 件 名

港区フィルムコミッション運営業務委託

## 2 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

## 3 履行場所

受注者所在地ほか

## 4 業務の目的

メディアとの連携を図り、港区内での映画やテレビドラマ、CM等のロケーション（以下「ロケ」という。）撮影を誘致するとともに、活用されたロケ情報や撮影シーンの映像を公開する等、効果的に情報発信することで、シビックプライドの醸成につなげるとともに、区内周遊を促進し、地域の賑わい創出につなげることを目的とする。

## 5 業務内容

### (1) ロケ撮影の相談支援

受注者は、映像制作者に対し、港区のPRとなることを条件に、以下のとおりロケ撮影の相談支援をすること。また、撮影内容や公開後の活用可能性が高い作品については、ロケの立ち会いを行うこと。

- ① 区内ロケ地の情報に関する相談対応（想定件数：30件／月）
- ② 区内ロケ地の撮影許可や諸手続きに関する支援（想定件数：4件／月）
- ③ 区内ロケ地の施設管理者との調整や交渉（想定件数：4件／月）
- ④ 区内ロケ地の現場立会い（想定件数：4件／月）
- ⑤ 関係各署との調整（想定件数：4件／月）
- ⑥ 新たな撮影需要に対応できる区内ロケ地の開拓に関する相談（想定件数：数件／月）
- ⑦ 相談支援は発注者からの紹介または構築する本事業専用のWebサイトの問い合わせフォームにより行うこと。
- ⑧ 港区フィルムコミッションとして連絡可能な電話番号及びメールアドレスを設定し、相談に応じること。

### (2) メディアと連携したロケ情報等の収集

受注者は、テレビ、映画、映像制作会社等のメディア関係者（以下、「メディア関係者」という。）と連携を図り、以下のことについて収集すること。

- ① 過去のロケ実績に関する情報、写真及び映像等
- ② 制作中のロケ情報、写真及び映像等
- ③ 今後制作予定のロケ情報、写真及び映像等
- ④ その他ロケに関連する情報等

### (3) ロケ情報のデータベース作成

受注者は、5（2）により収集した情報を整理し、発注者と協議した管理方法でデータベース化すること。なお、データベースは随時更新するとともに、翌月5営業日以内に発注者に提供すること。

#### （4）ロケ情報発信のためのSNSの運用

受注者は、効果的なロケ情報発信のため、以下のとおりSNSを運用すること。

- ① 本事業で運用する専用のSNSアカウントをX等で開設すること。
- ② 週1回以上ロケ撮影や区内ロケ地に関する情報をSNSで投稿すること。なお、SNSの投稿に当たっては、必ず「#港区観光」を挿入し、事前に発注者に内容確認を依頼すること。
- ③ 毎月月末までのインプレッション数、登録者数などを取りまとめ、翌月5営業日以内に発注者に報告すること。

#### （5）Webサイト構築業務

契約締結日から令和6年9月13日までに、メディア関係者や区民等にとって、魅力があり、利便性の高い本事業専用のWebサイトを構築し、公開すること。ホームページは閲覧数が向上するよう努めること。

##### ① 規格

Webサイトの閲覧者側の端末において、主要なOS・ブラウザのバージョンで表示可能な形式によること。

##### ② デザイン

ア Webサイトの構築にあたっては、運用開始後、機能向上やサイト構成・デザインの追加変更等を柔軟かつ簡潔に行えるなど、将来的な拡張性を確保したものにすること。

イ 区の魅力や特性が感じられるデザイン構成を十分考慮して作成すること。必要となる写真、イラスト、地図等は受注者が入手すること。ただし、発注者が所有する写真については、必要に応じて提供する。

##### ③ 機能

ア Webサイト上に掲載するロケ地情報をデータベースに保持し、Webサイト上でフリーテキストによるキーワード検索を可能とすること。

イ 運用しているSNS及び発注者が指定するサイトのリンク設定をすること。

ウ スマートフォン、タブレットに最適化されたページの自動生成が可能であること。

エ Google社等の無料翻訳機能を活用し、翻訳機能を本サイト上で実現すること。言語の指定については、発注者と受注者の双方協議の上、決定するものとする。

##### ④ 内容

ア Webサイトのコンテンツには撮影支援を行った作品等への取材記事及び撮影場所をプロットしたマップを入れること。

イ データベースの作成及び更新業務（新規ページの追加作成等を含む）を行うこと。

ウ ロケ地写真は、定期的に新しいものを撮影し更新すること。

エ アクセス解析（閲覧者、セッション数、閲覧傾向等）を実施し、発注者に毎月月末分までの件数を報告すること。

##### ③ セキュリティ要件

#### ア Webサーバ等に対する接続制限

Webサーバ・CMS等のWebサイトを構成する機器・サービスに対しては、通信（受注者にてリモートメンテナンスのために使用する通信も含む）の制限を行い、公衆インターネット回線からの不正アクセスに備えること。IPアドレスや電子証明書による認証をすること。

#### イ パスワードポリシー

全ての管理者用アカウントに付与するパスワードは、8文字以上、英字（大文字・小文字）・数字・記号混合 とすること。この基準を下回るパスワードに、一般ユーザー自らが設定・変更することは不許可とすること。

#### ウ サービス不能攻撃対策

サービス不能攻撃対策が施されたプラットフォームとするとともに、サービス不能攻撃と疑われる大量通信などによるサーバの稼働停止を検知できる体制を有すること。検知した際は、速やかに発注者に報告を行うとともに、対応方針を示し、協議を行うこと。

#### エ 脆弱性対策

受注者は、脆弱性に関する情報を収集するとともに、Webサイトを構成する環境に係る設定は定期的に点検し、インジェクション攻撃等を招くことがないよう、不必要なサービスについては制限・停止を行うこと。

#### オ 脆弱性対応

ウェブサイトを構成する環境に脆弱性が発見され、対応が必要と発注者が判断した場合、受注者はサービスの影響が最小となるよう対応計画案を策定し、発注者の承認を得た上で実施すること。

#### カ 常時SSL化

常時SSL化対応とすること。SSLサーバ証明書の適用を実施すること。

### (6) Webサイト等管理運営業務

受注者は、Webサイト構築完了後から令和7年3月31日まで当該Webサイト等を管理運営すること。

#### ① 内容

##### ア システムの管理・運用

(ア) Webサイトは受注者サーバにて管理・運用する。なお、サーバの管理・保守にかかる費用は受注者が負担するものとする。

(イ) 原則として1日24時間、年中無休で提供すること。ただし、システムまたは関連設備、サーバの修繕保守等、やむを得ない事由による運用停止はこの限りではない。

(ウ) やむを得ない事由により運用を停止した場合は可能な限り事前周知を行い、サイトトップ画面に運用停止事由・期間等の情報を掲載すること。

(エ) システムに不具合が発生した場合は、必要な措置を講じ、直ちにその状況を発注者に報告すること。また、不具合の状況及び対応等について不具合を確認した日から3営業日以内に文書で報告すること。

(オ) Webサーバ・CMSシステムにセキュリティホール等が発見された場合は、パ

ッチの適用や、リビジョンアップ版の組込み・動作確認作業等を行うこと。なお、CMSシステムの保守回数は、年に1回から2回程度とすること。

- (カ) マークアップ言語及びプログラミング等で構築された部分等、発注者による対応が困難な箇所の修正作業を行うこと。
- (キ) 時刻、接続元IPアドレス、接続先アドレス、接続先URL等を記載したアクセスログを1年分保存し、障害等が発生した場合に調査できるようにしておくこと。
- (ク) その他の必要な修正作業が生じた際は発注者と協議の上で実施すること。

#### イ バックアップの実施

- (ア) Webコンテンツのバックアップを定期的の実施し、バックアップデータは別媒体または別サーバに保管すること。バックアップは、毎日行うものとする。

#### ウ 障害発生時の対応

- (ア) 問い合わせ窓口を設置し、Webサイトコンテンツ等に生じた障害・トラブル等について、電話又はメールにて対応できる体制を整備しておくこと。
- (イ) 不具合が発生した場合は、直ちに原因の究明・復旧作業に着手し、障害復旧後は、障害原因を解明し発注者に報告するとともに再発防止策を講じること。
- (ウ) Webコンテンツに生じた不具合に対しては、速やかに復旧すること。不具合その他のトラブルによるデータの消失や、ページ不正が発生した場合は、バックアップデータより復元し整合性を図ること。

### (7) その他の業務

- ① 受注者は、東京ロケーションボックスの発信する情報を把握し、港区へのロケ誘致を促す等、随時連携を図ること。
- ② 受注者は、関係団体や他自治体のフィルムコミッション等関連サイトを随時調査すること。
- ③ 担当スタッフの相談記録を作成し、ロケ相談の作品名、作品ジャンル、相談ロケーション、制作会社、連絡先、ロケハン日程、今後の予定等を記録すること。相談記録は発注者、受注者ともに確認できる環境（クラウドサービス等）を構築すること。
- ④ 受注者は、本事業の状況報告のため、③の業務日誌やロケ支援実績を業務の状況や毎月1回以上発注者との打合せを実施すること。
- ⑤ ロケ関連による宿泊費・食費等、港区内への直接的経済効果や撮影の相談支援による露出時間を広告換算し、把握するよう努めること。
- ⑥ 映像制作者からの依頼に対応できるよう、市民エキストラの募集を行うこと。
- ⑦ 受注者は、本事業に関する問い合わせがあった場合には適切に対応すること。
- ⑧ ロケ地フェアや東京国際映画祭等の情報収集を行い、随時発注者へその情報を提供するとともに、積極的に参加・出展し、区内のロケ誘致を行うこと。
- ⑨ 区の地域活性や観光振興につなげるため、メディア関係者等との連携を図り、映画やテレビ、CM等の積極的なロケ誘致を行うこと。
- ⑩ 上記(2)、(4)及び(5)に関する情報発信にあたり、画像やロケ情報を活用する際には、メディア関係者等の許諾を得て実施すること。
- ⑪ 権利処理に関する研修等に参加し、常に最新の情報を入手すること。

### (8) 担当スタッフ等の配置

受託者は（１）～（７）を実施するために、管理者および担当スタッフを配置する。

- ① 配置数：管理者 1 ポスト及び担当スタッフ 2 ポスト程度
- ② 配置期間：契約締結日から令和 7 年 3 月 3 1 日（原則）
- ③ 人物要件：スタッフに映像制作におけるロケ支援の事情に精通するものを置く。また、本事業に熱意のあるものを管理者およびスタッフとすることが望ましい。

## 6 成果物など

受注者は、履行期限までに年間の業務報告書（A4判）を作成し、完成後速やかに紙ベースで納品すること。

## 7 業務における留意点

- （１）業務の遂行にあたっては、あらかじめ発注者と十分に協議を行うこと。
- （２）その他、本仕様書に記載のない事項であっても、効果的な業務運営に必要な内容については発注者と十分協議し、柔軟に対応すること。
- （３）本事業の実施にあたっては、映画、ドラマ等のスチール写真の収集及び著作権の整理等の手続きは受注者の管理の下において行い、第三者からの権利侵害等の主張に対し、発注者は責任を負わない。

## 8 著作権

- （１）受注者は、この契約の履行に当たり、作成された成果品並びに生じた印刷物のデジタル情報、図版、写真及びネガフィルム等については、著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条（複製権）、第 26 条の 3（貸与権）、第 27 条（翻訳権、翻案権等）及び第 28 条（二次著作物の利用に関する原著作者の権利）に規定する権利を発注者に無償で譲渡するものとする。ただし、かかる成果品についての複製、二次的著作物作成、その他の形式で制限なく自ら利用し、他に利用させることのできる使用权を受注者に留保する。
- （２）発注者は、著作権法第 20 条（同一性保持権）第 2 項第 3 号または第 4 号に該当しない場合においても、その使用のために、成果品を改変し、また、任意の著作者名で任意に公表することができるものとする。
- （３）受注者は、発注者の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第 18 条（公表権）及び第 19 条（氏名表示権）を行使することができない。

## 9 支払方法

全ての業務完了後、受注者からの請求に基づき一括で支払うものとする。

## 10 受注者の責務等

- （１）受注者の責務において、区民・業務関係者等に対する安全対策に万全を期し、事故防止に関する必要な措置を講ずること。
- （２）受注者は、常に善良なる管理者の注意をもって業務を遂行し、業務の進捗状況について確認の上適宜報告すること。
- （３）関係法令等を遵守し、その適用及び運用は受注者の責任において適切に行うこと。
- （４）受注者は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。契約の解除及び期間満

了後においても同様とする。

- (5) 受注者は、本契約の履行に当たり、「港区職員の障害を理由とする差別の解消の推進に関する要綱」の趣旨を踏まえ、適切な対応を図ること。
- (6) 受注者は、「港区職員のハラスメントの防止等に関する要綱」を遵守すること。また、ハラスメントが発生した場合は、発注者と連携して適切に対応すること。
- (7) 受注者は、本契約の履行に当たり、地球温暖化防止のため、省エネルギー対策に努めること。
- (8) 受注者は、本契約の履行に当たり、「港区環境美化の推進及び喫煙による迷惑の防止に関する条例」（平成9年港区条例第42号）第9条に規定するみなとタバコルールを遵守すること。
- (9) 受注者は、本契約の履行に当たり、基本的人権を尊重し、個人の尊厳を守り、あらゆる差別をなくすために適切な対応を図ること。
- (10) 受注者は、個人情報について、別紙「個人情報等取扱いに関する特記事項」を遵守しなければならないものとする。

## 11 「環境により良い自動車利用」について

- (1) 本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）の規定に基づき、次の事項を遵守すること。
  - ア ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
  - イ 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。
- (2) 電動車を始め、低公害・低燃費な自動車利用に努めること。電動車とは、電気自動車（EV）、プラグインハイブリッド自動車（PHV）、燃料電池自動車（FCV）、ハイブリッド自動車（HV）の総称を指す。
- (3) 適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。
- (4) 本契約の履行に当たって観光バスを使用する場合は、「観光バスの環境性能表示に係るガイドライン（平成29年3月16日付改正28環改車第790号）」に規定する評価基準Aランク以上の車両を供給すること。

## 12 その他

- (1) 受注者がロケ情報等の収集のため撮影し、本業務に使用する写真及び動画については、港区公式ホームページ、港区公式YouTubeチャンネル等で個々に使用が可能になるよう、準備すること。
- (2) 第三者の著作物を使用するときは、受注者の負担で著作権処理を行うこと。
- (3) 前項における著作権処理の際、著作権者の意向で、何らかの制限を設けなければ使用承諾が得られないときは、当該著作物を使用するかどうかについて、あらかじめ発注者の意向を聞き、その承諾を得た上で、著作権処理を行うこと。この場合、設けられた制限の内容について、受注者は文書で発注者に報告すること。
- (4) 肖像権処理について、承諾を得ること。著名人の肖像権を伴う写真等、特に問題が発生すると思われるものは発注者と協議すること。
- (5) ロケ情報等の収集に当たる取材先及び撮影協力者の住所、氏名等は必ず確認し、ホームページ等に公開する場合は、取材先及び撮影協力者に対して速やかに連絡すること。

(6) この仕様書及び契約条項に定めのない事項及び業務履行中に疑義が生じた事項は、発注者と協議して定める。

### 13 問合せ

港区産業・地域振興支援部産業振興課シティプロモーション担当 小泉  
〒108-0014  
港区芝5丁目36番4号 札の辻スクエア8階  
電話 03-6435-4673

## 個人情報等取扱いに関する特記事項

令和5年4月1日改正

### (基本的事項)

第1条 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)、港区個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年港区条例第53号)及び港区議会の個人情報の保護に関する条例(令和4年港区条例第67号)を遵守し、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

### (秘密保持等の義務)

第2条 受注者は、この契約により受託した事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。契約期間満了後又は契約解除後も同様とする。

2 受注者は、この契約により受託した事務に従事する者及び従事した者にも、前項の義務を遵守させなければならない。

### (目的外利用等の禁止)

第3条 受注者は、この契約により受託した事務に係る個人情報を委託された事務以外の用途に利用してはならない。

2 受注者は、この契約により受託した事務に係る個人情報を第三者に提供し、又は譲渡してはならない。

### (再委託)

第4条 受注者は、この契約により受託した事務の一部を第三者に再委託する必要がある場合は、あらかじめ発注者に通知し、承諾を得なければならない。

2 受注者は、この契約により受託した事務について前項の規定により第三者に再委託する場合は、この契約により求められる安全管理措置と同等の措置を講ずることができる事業者を再委託先とし、この契約と同等の安全管理措置を義務付ける再委託契約を結ばなければならない。また、受注者は再委託先に対して適切な監督を行い、発注者の求めに応じて、その状況を報告しなければならない。

3 前2項の規定は、再委託先が受注者の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。)である場合も同様とする。

### (複写、複製等の禁止)

第5条 受注者は、この契約により受託した事務に係る個人情報を発注者の許可なく複写し、又は複製してはならない。

2 受注者は、この契約により受託した事務の範囲を越えて、個人情報の加工、再生等をしてはならない。

(個人情報の安全管理措置)

第6条 受注者は、個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の安全な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(事故発生時等における報告及び対応の義務)

第7条 受注者は、個人情報の漏えいその他の個人情報の保護に関する事故が生じたとき、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに発注者に通知し、当該事故の解決に努めるとともに、遅滞なくその状況を書面をもって発注者に報告しなければならない。また、受注者は、情報セキュリティにおいて問題が発生した場合は、検査、セキュリティ監査等の実地調査に対応しなければならない。

(返還及び廃棄の義務)

第8条 受注者は、この契約により受託した事務が完了したとき又はこの契約が解除されたときは、受託した事務に係る個人情報を速やかに発注者に返還しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、受注者は、当該個人情報を発注者の指示に基づき廃棄するときは、第三者の利用に供されることのないよう、電磁的記録媒体の物理的な破壊、消去、溶解、裁断その他当該個人情報を判読不可能とするために必要な措置を講じなければならない。

(契約の解除、公表措置及び損害賠償義務)

第9条 発注者は、受注者が個人情報等取扱いに関する特記事項に掲げる義務に違反し、又は義務を怠った場合は、この契約を解除することができる。

2 前項の場合において、発注者は、その事実を公表することができる。

3 第一項の場合において、発注者が損害を受けたときは、受注者はその損害を賠償しなければならない。契約期間満了後も同様とする。

(監査・検査への協力等)

第10条 発注者は、受注者がこの契約により受託した事務の処理に伴う個人情報の取扱いについて、個人情報等取扱いに関する特記事項に基づき、必要な措置を講じていることを確認するため、受注者に報告を求めることができる。

2 発注者は、受注者に通知し、個人情報の管理状況について監査・検査を実施することができる。再委託先についても同様とする。

(第11条から第16条までの条文は、「特定個人情報(※)」の取扱業務を委託する契約のみ)

(特定個人情報管理体制の整備)

第11条 受注者は、委託業務を統括管理する部署に特定個人情報保護管理責任者を置き、委託業務を実行する部署に特定個人情報保護責任者を置か

なければならない。

(特定個人情報を取り扱う従業者の明確化)

第12条 受注者は、特定個人情報を取り扱う従業者及びその役割を指定し、事前に従業者名簿を発注者へ提出しなければならない。

(従業者への教育訓練及び監督)

第13条 受注者は従業者に対して、委託業務を行うために必要な教育及び訓練を実施し、継続的に監督するとともに、秘密保持契約を締結する等の人的安全管理措置を講じなければならない。

(持出しの禁止)

第14条 受注者は、この契約により受託した事務に係る特定個人情報を指定された区域から持出ししてはならない。

(契約内容の遵守状況についての報告)

第15条 受注者は、契約内容の遵守状況、特定個人情報の安全管理体制等を書面で報告しなければならない。

(安全管理措置の改善)

第16条 受注者及び発注者は、第9条に基づく監査・検査の結果及び前条に基づく委託業務の遵守状況等についての報告を踏まえ、委託業務における特定個人情報の安全管理措置の改善要否を協議し、改善が必要と判断した場合は双方協力のうえ対応しなければならない。

※「特定個人情報」とは、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）」第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

(以下の条文は、該当する契約のみ)

(電磁的記録媒体の保管)

第17条 受注者は、この契約により受託した事務に係る個人情報を記録した電磁的記録媒体を施錠して保管しなければならない。

(電磁的記録媒体の搬送)

第18条 受注者は、この契約により受託した事務に係る個人情報を記録した電磁的記録媒体を持ち出す場合は、電磁的記録の暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施し、専用ケース等に入れて施錠した上で、安全対策を施して搬送しなければならない。